

「利害関係のある契約者からの寄付等を受ける事ができる」とした区議会本会議
で示した根拠を条例化することを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 94 号

受理年月日 平成 24 年 6 月 18 日

付託年月日 平成 24 年 6 月 21 日

陳情者
.

陳情原文 区立公園などを管理業務とする契約である「江戸川区立公園他施設指定管理者協定書」の第 12 条 (3) の削除を求める陳情 (54 号) で不採択の根拠とした陳情書の審査結果 (通知) 11 議送第 783 号、並びに付託委員会である建設委員会会議録 (行政文書開示・12 議送第 21 号) で明瞭に書き示されています。

まず、11 議送第 783 号の (3) 摘要によると協定書第 12 条第 3 項は、江戸川区の承認を得て、指定管理者 (公財えどがわ財団) の経費負担によって行える旨を規定したものと書かれています。

指定管理者とは、江戸川区立公園条例の第十三条の四特別の事情があると認める場合を除き、公募するものです。又、期間については、5 年です。

経費負担を指定管理者によって行える規定とは寄付です。

公益財団法人えどがわ環境財団は、江戸川区の一部ではなく、外郭団体です。

原則として公募により指定管理者は利害関係のある受注者であります。又、江戸川区の承認とは何を意味するのでしょうか。

公募により 5 年間の協定を受けた利害関係のある受注者から、経費負担という形で無償 (寄付) で受ける窓口を江戸川区は体制としてあることを公示しています。

いつでも申し込みを受ける体制が整っていると承認 (よいと認めて許すこと) は指し示しています。しかし、土木部計画課に開示を求めたところ、承認の基準すらないのです。協定書に記載した以上は、すでに承認基準を条例化しなければなりません。公平かつ透明性の確保のため開示も必要となり、総務部秘書課は寄付の受付窓口であり、一般寄付と同様に「広報えどがわ」に記載されるものと思われます。

江戸川区職務権限規程における、協定書第 12 条 (3) の決裁権者についても不明です。起案書を作り、起案承認を土木部・総務部となると区長決裁判断が必要となるでしょう。そして、利益誘導であるとする訴訟又は区長に説明を求められることの対策についても必須であります。当然、第 12 条 (3) が、江戸川区条例・規則など、できると示された文面があるのでしょうか。よろしく御願い致します。